

(2) 区役所の機能強化

ア 法律改正の経過

平成 12 年に、児童相談所への虐待に関する相談件数が全国的に年々増加の一途をたどっている等、児童虐待に関する問題が深刻化している状況を踏まえて「児童虐待の防止等に関する法律」いわゆる児童虐待防止法が施行されました。従来、児童福祉法においては、あらゆる児童相談においては、児童相談所が対応することとされてきたものが、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大したため、平成 16 年の児童福祉法の改正において、地域における児童相談体制の充実を図るため、子ども家庭相談に応じることを市町村（政令指定都市である大阪市においては、区役所を指します）の業務として明確に規定し、虐待通告先に市町村が追加されました。

しかしながら、その後も、都道府県、市町村等のそれぞれの役割が、現場に十分に浸透しておらず、各地域で児童相談所や市町村が果たす役割にバラツキがあるなど、実態として必要な支援ができていないケースもあるというような状況があり、市町村、都道府県それぞれが、自らの役割と責務を認識し、円滑かつ効果的に事務を遂行し児童虐待を防止するため、平成 28 年の児童福祉法の改正において、地方公共団体の役割・責務が明確にされました。改正法では、市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行うと明記されています。

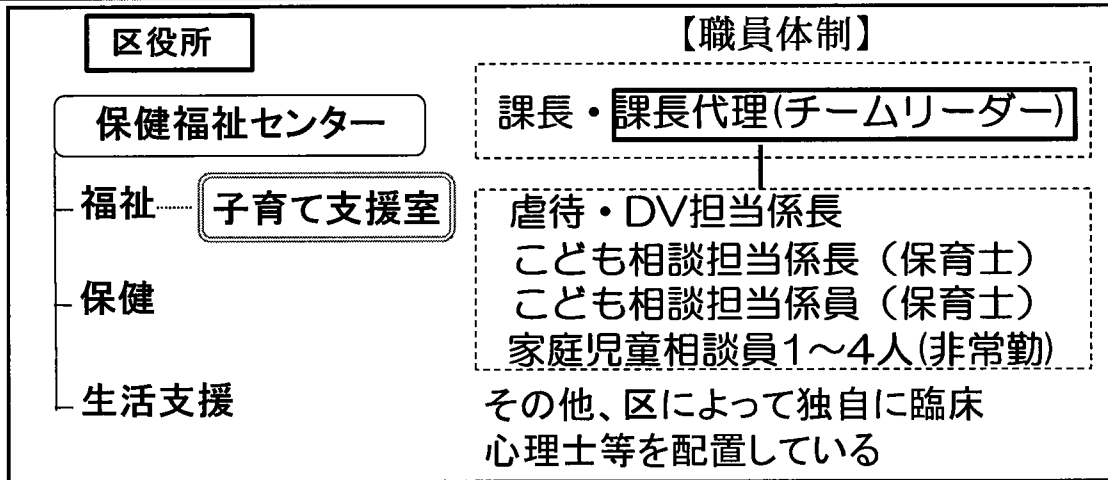
イ 区役所が果たすべき役割

区役所には、一般の子育て支援サービス等につなげて区役所にて対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応等、身近な場所で子どもや保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることが求められています。

ウ 区役所（子育て支援室）の体制

標準的な子育て支援室は、課長代理をチームリーダーとして、係長2人、係員(保育士)1人の本務職員と、非常勤嘱託職員である家庭児童相談員とで構成されています。また、独自の取組として、職員体制を強化している区役所があります。

区役所（子育て支援室）の体制（標準例）



- 《子育て支援室の業務内容》
- ①子ども家庭相談の第一義的窓口
 - ②要保護児童等を発見した場合の通告受理機関
 - ③区要保護児童対策地域協議会の調整機関
 - ④専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供

※区の状態により、①～④以外に子どもや子育て家庭に係るその他の業務も担当している
 具体例：・児童手当・児童扶養手当関係業務 ・保育所等の入所手続関係業務
 ・母子父子寡婦福祉資金貸付関係業務 ・総合相談窓口業務(輪番制)等

<参考>

区役所（子育て支援室）の体制(各区の状況)

区長マネジメントの下、各区の実情を踏まえて児童虐待防止に取り組んでいるため、子育て支援室の体制(業務内容、職員配置等)は区によって異なる

■ 各区の共通事項

- ①虐待・DV担当係長
 - ②こども相談担当係長(保育士)
 - ③係員(保育士)
- 全区必置

■ 各区のさまざまな体制

- こども相談センターでの職務経験がある非常勤嘱託職員を雇用し、週1回、継続支援中のケースの対応について相談できるようにしている
- 事務的な業務を補助するための非常勤の事務職を雇用している
- 虐待対応とDV対応に分けて、虐待・DV担当係長を2名配置している

■ 各区で異なる点(職員配置)

虐待・DV担当係長 ※平成30年度状況

・在籍年数分布図

| | |
|-----|-----|
| 4年目 | 3人 |
| 3年目 | 10人 |
| 2年目 | 3人 |
| 1年目 | 9人 |
| 合計 | 25人 |

- ・福祉職員の人数 4人
- ・こども相談センターでのケースワーク経験がある人数 4人

非常勤職員の配置

スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等を区によって独自配置

エ 区役所（子育て支援室）の専門性強化に向けた取組

区役所（子育て支援室）の課題は、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図るという役割を十分に果たすための専門性が不足していることです。強化会議では、区役所の職員が短期間で異動するため、何度も一から相談することになっているとの意見や、区役所職員に対して技術的な援助や助言を行う専門性を有した職員を配置してほしいとの意見がありました。また、研修を受講した職員が、受講後すぐに異動するため、専門性が維持されないという意見もありました。このような意見等を踏まえて、専門性強化に向けた取組をまとめました。

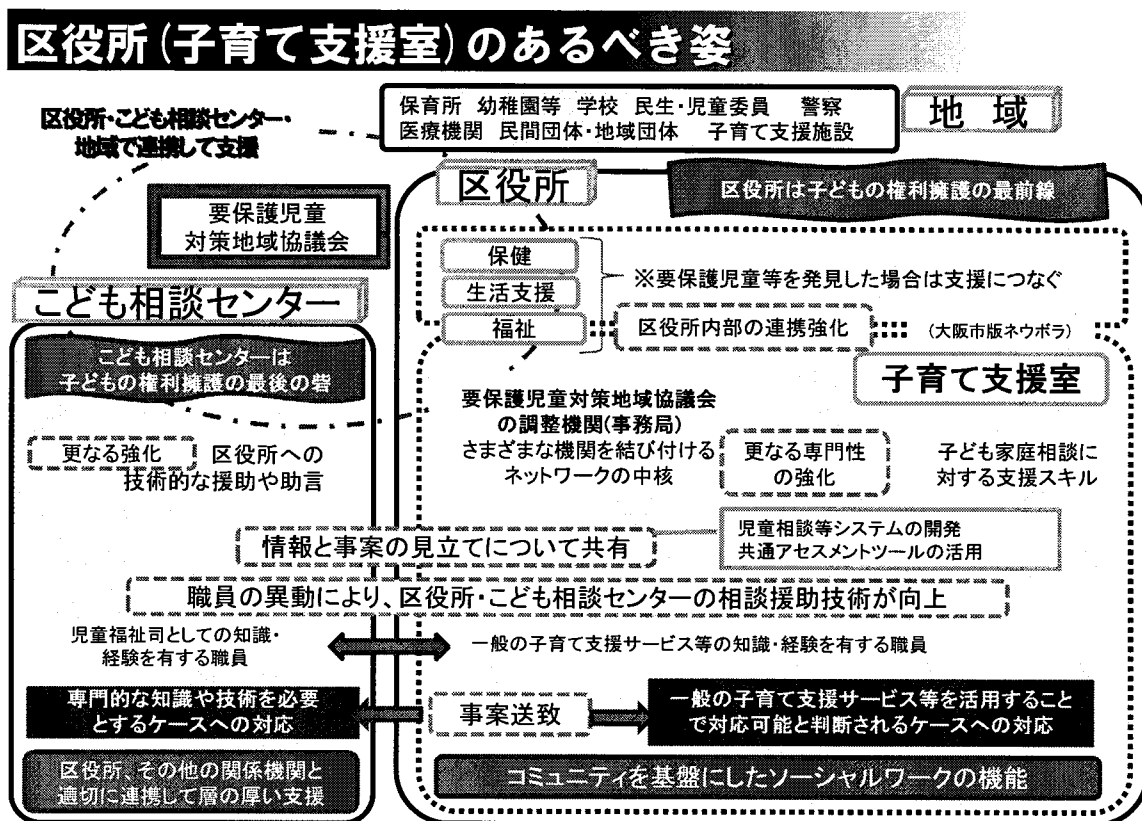
区役所（子育て支援室）の専門性強化に向けて

| 取組 | 具体的内容 | 開始時期 |
|---------------------------------|--|----------------------------|
| 研修関係 研修の着実な実施により 専門性を確保する | <ul style="list-style-type: none"> ○研修の受講 <ul style="list-style-type: none"> >調整担当者研修(平成28年児童福祉法改正により義務化)の受講を促進 >児童福祉司任用前講習会の受講を推奨 ○職場においても、研修を受講できるように配慮をする 着任後速やかに受講⇒知識を有したうえで経験を積めるようにする | 平成29年度から継続実施 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○こども相談センターにおける実地研修 区役所職員がこども相談センターに出向き安全確認業務等のこども相談センターの業務を経験することにより、相談援助技術等のレベルアップを図る | 平成31年度から新規実施 |
| こども相談センター職員の公募 | 将来的に区役所勤務することを想定してこども相談センターの業務に従事する職員の公募を実施 | 平成29年度から継続実施 |
| 職員の異動 | <ul style="list-style-type: none"> ○研修修了後、一定期間継続配置 ○子育て支援室内の職員の計画的な異動 | 平成31年度中に検討 2020年度から新規実施 |
| 適正配置 | 虐待・DV担当係長について福祉職員を配置 | 今後の実施に向けて平成31年度から関係局で検討 |
| こども相談センターに区役所を支援する児童福祉司配置 | <ul style="list-style-type: none"> ○国の新プランにおいて政令指定都市は1人配置することになっている ○大阪市の規模では1人では足りないため、国に対して財政措置の拡充を要望することを検討 | 今後実施に向けて検討 |

知識取得のための調整担当者研修、児童福祉司任用前講習会やこども相談センターにおける実地研修の着実な実施により、職員一人一人の専門性の向上を図ります。子育て支援室の組織としてのレベルアップのためには、調整担当者研修等を受講した職員を一定期間継続して配置することが最も重要と考えています。併せて、子育て支援室内で複数の職員が同時に異動しないようにする等計画的な異動を行うことにより、経験を通してでしか学ぶことのできない知識や相談援助技術等が、組織内部で蓄積・継承できるような仕組みについて、2020年度から新たに実施していきます。虐待・DV担当係長については、福祉業務の知識や経験が必要であることから、できる限り福祉職員や福祉職場での職務経験を有している事務職員の配置を進める必要があり、今後の実施に向けて平成31年度から関係局で検討を進めます。

その他、平成29年度から将来的に区役所に勤務することを想定してこども相談センターで児童福祉司として勤務する職員の公募を実施していますが、今後も継続して取り組むことにより、徐々にですが、高い専門性を身につけた職員を区役所に配置していきます。また、国の新プランに示されたものですが、こども相談センターに区役所を支援する児童福祉司を配置することを検討しています。

オ 区役所（子育て支援室）のあるべき姿



区役所の将来のあるべき姿を図にまとめました。区役所の役割は「子どもの権利擁護の最前線」として、区役所内の保健や生活支援等の部署との連携を強化し、要保護児童の早期発見と早期対応に努め、こども相談センターや地域と連携して、こどもやその家庭を支援するため、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、ネットワークの中核を担うことです。強化会議においては、民間と行政機関が連携して、地域における児童虐待の予防的支援体制を作ることが重要との意見がありました。

研修の着実な実施と職員の適正配置等により、子育て支援室の職員の専門性を向上させ、市民に身近な子ども家庭相談機関としての機能及び要保護児童対策地域協議会の調整機関としての中核機能の強化を図るとともに、こども相談センターにおいては、区役所への技術的な援助や助言等の後方支援を更に強化することにより、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

また、平成31年度より開発予定の児童相談等システムにより、より効率的に区役所とこども相談センターとの間で事案の情報を共有できるようにします。また、区役所(子育て支援室)とこども相談センターで共通アセスメントツールを活用し、虐待ケースのリスクを判断する基準を統一することにより、区役所(子育て支援室)とこども相談センターとの間で事案の見立てを共有しやすくなります。また、区役所(子育て支援室)とこども相談センターの間で職員が相互に異動することにより、職員の持つ知識や経験が異動先の職場で活用でき、両方の組織全体の相談援助技術の向上に結び付くと考えています。加えて、前述

の共通アセスメントツールを活用することにより、専門的な知識や技術を必要とするケースはこども相談センターで、一般の子育て支援サービス等を活用することで対応できると判断されるケースは区役所で対応する等、明確に役割分担が図られ、区役所においてはコミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を生かした支援が、こども相談センターにおいては、区役所、その他の関係機関と適切に連携して層の厚い支援がより可能になると考えています。